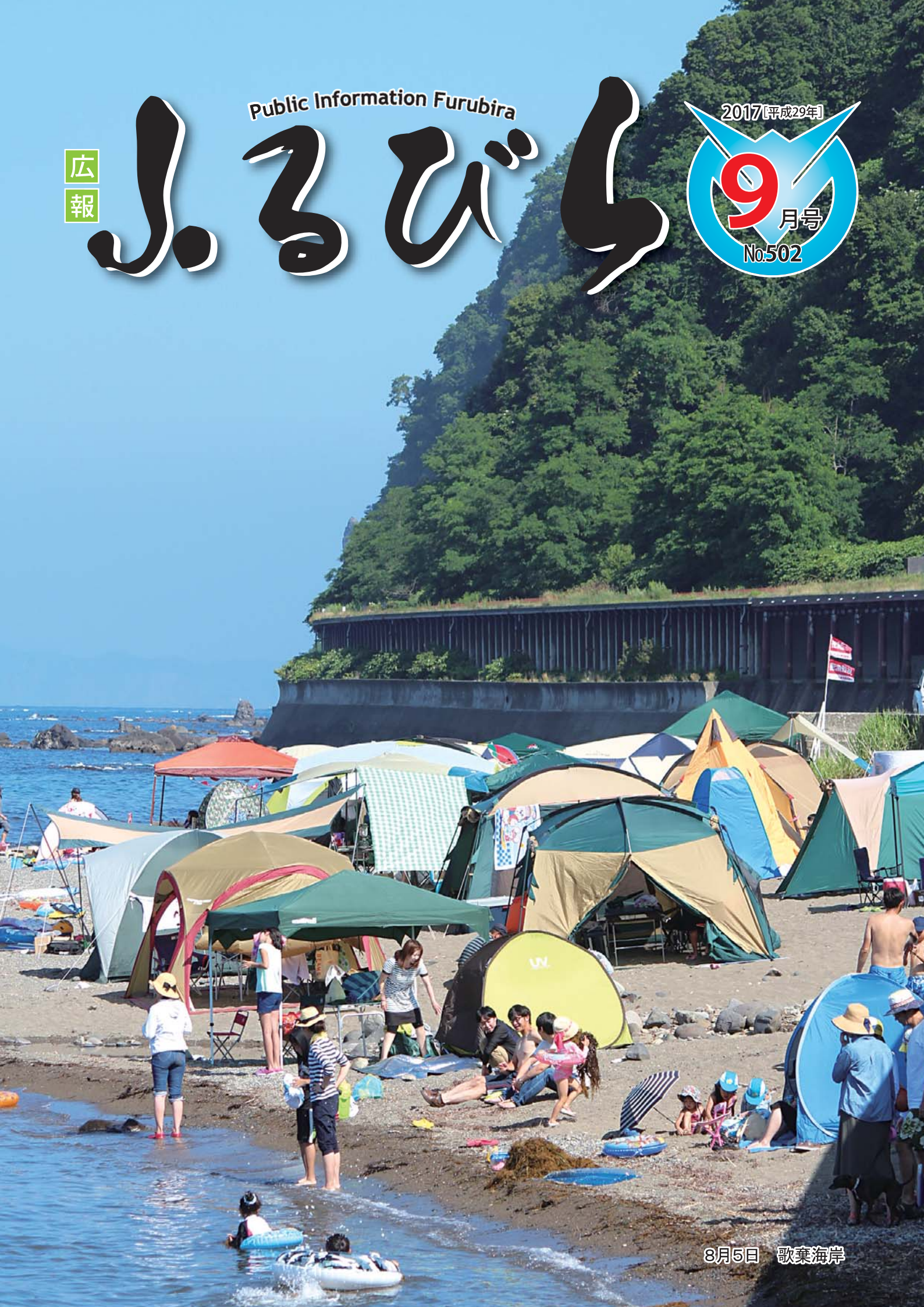


Public Information Furubira

広
報

ふるびら

2017[平成29年]



8月5日 歌棄海岸

介護保険制度について①

減少する人口、増加する高齢者割合

7月に総務省が1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査を発表しました。古平町の日本人の人口は前年に比べ3.2%減少し、減少率は後志管内20市町村で一番高いことがわかりました。(下表参照)

減少数は106人で内訳は死者数が出生数を上回る自然減が56人、転出数が転入数を上回る社会減が50人でした。

また65歳以上の高齢者人口は町の人口3205人の内1368人で高齢者割合は42.68%と積丹町に次ぐ2番目に高い割合でした。そこで今月は高齢者に関する深い介護保険制度についてお知らせします。

◆介護保険とは？

介護保険法に基づき平成12年4月1日から始まった公的な社会保険制度です。40歳以上の国民全員が保険料を支払い、介護が必要だと認められると、介護サービスを1割か2割の料金で利用できます。

◆誰でも介護サービスを使えるの？

介護サービスは保険料を支払っている人全員が使えるわけではありません。使えるのは①65歳以上の要介

護・要支援の認定を受けた人②40歳〜64歳の人で特定の病気にかかり、要介護・要支援の認定を受けた人です。

◆介護サービスを受けるには？

介護サービスを利用するためには元氣プラザの保健福祉課で申請が必要で、その際は介護保険被保険者証と印鑑をお持ち下さい。後日、認定調査員による身体状況などの確認が行われるとともに、主治医による意見書が必要となります。

およそ申請から1か月後、提出した介護保険被保険者証に介護度が重い順に要介護5〜1、要支援2・1、非該当のいずれかが記入され、自宅に送られます。

◆介護保険料はどうやって決まっているの？

金額の決め方は65歳以上の方(第一号被保険者)と40〜64歳の方(第二号被保険者)で異なります。第一号被保険者は介護給付費の約22%を地域内の65歳以上の人数で割ったものが基準額となり、そこから更に所得や世帯構成によって9段階に設定されます。第二号被保険者は介護給

(単位:人)

市町村	人口	前年比増減	増減			高齢者人口(65歳以上)		※
			自然増減	社会増減	比率	比率		
小樽市	120,220	▲2,218	▲1,366	▲852	▲1.81%	45,887	38.17%	-
島牧村	1,543	▲29	▲19	▲10	▲1.84%	648	42.00%	○
寿都町	3,051	▲89	▲42	▲47	▲2.83%	1,187	38.91%	-
黒松内町	2,972	▲47	▲36	▲11	▲1.56%	1,095	36.84%	○
蘭越町	4,866	▲65	▲40	▲25	▲1.32%	1,804	37.07%	○
二セコ町	4,782	13	▲9	22	0.27%	1,336	27.94%	○
真狩村	2,087	▲3	▲8	5	▲0.14%	722	34.60%	○
留寿都村	1,832	0	6	▲6	0.00%	475	25.93%	○
喜茂別町	2,209	▲47	▲31	▲16	▲2.08%	844	38.21%	○
京極町	3,095	▲51	▲34	▲17	▲1.62%	1,063	34.35%	○
倶知安町	14,922	▲92	▲19	▲73	▲0.61%	3,738	25.05%	○
共和町	6,111	▲94	▲37	▲57	▲1.51%	1,910	31.26%	○
岩内町	13,145	▲250	▲129	▲121	▲1.87%	4,538	34.52%	-
泊村	1,736	▲8	▲24	16	▲0.46%	655	37.73%	○
神恵内村	900	▲23	▲19	▲4	▲2.49%	375	41.67%	○
積丹町	2,192	▲67	▲25	▲42	▲2.97%	1,000	45.62%	○
古平町	3,205	▲106	▲56	▲50	▲3.20%	1,368	42.68%	○
仁木町	3,371	▲63	▲56	▲7	▲1.83%	1,340	39.75%	○
余市町	19,502	▲266	▲196	▲70	▲1.35%	7,252	37.19%	-
赤井川村	1,109	0	▲5	5	0.00%	366	33.00%	○

(平成29年1月1日現在 外国人は除く)

(※後志広域連合加盟の有無)

介護給付費（単位：円）

平成28年度	389,219,316
平成27年度	390,562,496
平成26年度	367,603,701
平成25年度	329,943,668
平成24年度	343,544,283

この内の50%を被保険者からの保険料で、残る50%を国、北海道、後志広域連合でまかなっています。

◆古平町にかかる介護給付費はどのくらい？
古平町の介護給付費は年々わずかに増加傾向で、平成28年度は約3億9千万円の費用がかかりました。

介護保険料の推移（古平町）

平成12～14年度	3,131円
平成15～17年度	3,690円
平成18～20年度	4,186円
平成21～23年度	3,963円
平成24～26年度	4,230円
平成27～29年度	5,343円
平成30～32年度	????円

見直しが行われ、次回は平成30年度を予定しています。

付費の約28%を地域内の40歳～64歳の人数で割ったものが保険料となります。そのため、介護給付費が増大するほど保険料は上がります。

◆保険者は後志広域連合

古平町の介護保険は平成21年度から後志広域連合が保険者として運用しています。町では主に、介護に関する相談受付や介護サービスを利用するのに必要なチェックリスト、要介護・要支援認定の一部、介護予防事業などを行っています。

◆どんな介護サービスがあるの？

介護サービスは様々な種類があります。主な内容は次のとおりです。

○訪問介護（ホームヘルプ）

自宅にヘルパーさんが来て身の回りのことを助けてくれるサービス

○通所介護（デイサービス）

自宅にお迎えが来て、デイサービスセンターでレクリエーションや入浴、食事を摂るサービス

○短期入所生活介護（ショートステイ）

数日間施設で過ごし、日常生活のお世話や、機能訓練を受けることができるサービス

○福祉用具貸与・住宅改修

歩行器などを貸してくれる福祉用具貸与サービスや自宅の階段の手すりの設置などを行う住宅改修サービス

○施設入所サービス

現在、町内にはありませんが、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や老健（介護老人保健施設）。

風花のようなグループホーム（認知症対応型共同生活介護）など生活の場を移して利用するサービス

◆介護が必要とならないために

介護サービスは無料で利用できるわけではなく、所得に応じ費用の1割か2割負担しなければなりません。

「家族や周囲の人に心配をかけたくない」「いつまでも自分のことは自分でやりたい」。そう考えている

方のために古平町ではお達者クラブや転倒予防教室など、介護の認定を受けていない方も参加できる様々な介護予防事業を行っています。

◆高齢の家族の心配事は・・・

もし、あなたの家族が以前のように自宅で生活が送れなくなってきたら：。まずは、古平町地域包括支援センター（元気プラザ内）にご相談ください。家族の状況に合わせて、病院に行くのがいいのか、介護サービスを受けたらいいのかを専門の職員がアドバイスを行います。

◇お問合せ先

高齢者支援係（元気プラザ内）
☎42-2182

来月号では、8月1日からの制度改正についてお知らせします。

●（注1）被保険者とは

保険料を払い、介護保険の費用やサービスを受けることができる者のこと。町民のうち65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上64歳以下の者を第2号被保険者という。

●（注2）介護給付費とは

介護サービスを利用した際に、サービス提供事業所に支払われるお金で、サービス費用の8割か9割がこれにあたる。このため利用者は1割か2割の負担でサービスが受けられる。

●（注3）広域連合とは

地方自治法第291条の2に基づき、複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織のこと。後志広域連合は後志地域の16町村で構成される（右頁表参照）。

●（注4）保険者とは

保険料を徴収し、保険の支払いなどを行う事業の運営主体のこと。（古平町は後志広域連合）

■元気プラザやほほえみくらすは？

元気プラザ（生活支援ハウス）やほほえみくらすは介護保険のサービスではありません。元気プラザは、日常生活に多少の支援があれば生活できる人。ほほえみくらすは自分の力で生活できる人を対象とした、高齢者専用の住宅です。

第67回「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ」

犯罪や非行のない安心安全な地域社会をつくる全国的な運動「第67回社会を明るくする運動」が行われ、強調月間の7月に様々なイベントが実施されました。



車両パレード

7月10日、北後志5町村や警察など約15台の車両によるパレードが実施されました。このパレードは、明るい社会を目指し、北後志5町村が一体となって各町村を回り普及啓発するものです。



古平町住民集会

古平町住民集会では、事前に小学生から募集していた標語の優秀作品が発表されたほか、おおよそ70人の参加者は社会を明るくする運動について理解を深めるDVDを視聴し



標語優秀作品

小学生

・ やつてみよう	みんなであいさつ	いいきもち	1年	猪股 烈火
・ あいさつで	みんながえがお	うれしいな	1年	佐藤 優真
・ ありがとう	うれしいきもち	つたわるよ	1年	吉田健三郎
・ 「ごめんね。」は	なかなかおりする	あいことば	2年	鈴木 相夏
・ 学校で	みんなとべんきよう	たのしいな	2年	立島 七海
・ こんにちは	町をあかるく	げん気だす	2年	吉田淳之介
・ にこにこは	みんなに楽しさ	おくるんだ	3年	猪股 遊生
・ チームでね	みんなは一人も	みすてない	3年	木村 瑞穂
・ くるしさを	仲間といっしょに	のりこえる	3年	堀 奏音
・ この町の	笑いの花を	さかせましょう	4年	田名辺心愛
・ 「ありがとう」	みんなが笑顔に	なる言葉	4年	堀 来玲愛
・ だいじょうぶ	ゆうきをもって	立ちむかおう	4年	渡邊 凌祐
・ かんしゃする	笑顔の言葉	ありがとう	5年	大石なつ美
・ ありがとう	心をつなぐ	合言葉	5年	上口 歩夢
・ みんなはね	きみのなかまさ	だいじょうぶ	5年	福井 杏奈

社会を明るくする運動の始まり

◆銀座フェアー

昭和24年7月1日、更生保護制度の新しいスタートである「犯罪者予防更生法」が施行されました。戦後の荒廃した時代に、かねてから街にあふれた子供たちの将来を危惧していた東京・銀座の商店街の有志が、この法律の思想に共鳴し、「犯罪者予防更生法実施記念フェアー（銀座フェアー）」を開催しました。

◆矯正保護キャンペーン

この銀座フェアーが刺激となり、翌年犯罪者予防更生法施行1周年を記念して、「矯正保護キャンペーン」が全国的に実施されました。

同キャンペーンは前年の銀座フェアーで示された一般市民の熱意と善意を高く評価し、映画会や記念スタンプ、リーフレットの配布、街頭宣伝活動など多岐にわたりました。

これらの活動は、街にあふれる戦災孤児、犯罪や非行の激増による社会不安の増大、インフレや物資不足により生活に余裕のない人々の心に、不幸な少年に対する思いやりや愛情を呼び戻し、殺伐とした世の中に明るい光をもたらしたと言われています。



ました。
 優秀標語は応募総数150作品のうち27作品、優秀作文は3作品で、それぞれ本人が読み上げ、貞村町長から表彰状と記念品が手渡されました。

町で選ばれた優秀作品のうち、2つが北後志入賞作品に選ばれ、中学生標語の部では、古平中学校2年の田中葉月さんの作品が金賞を、小学生作文の部では、古平小学校6年の渡邊美晴さんの作品が佳作を受賞しました。

2人は7月28日に赤井川村で開催された「北後志住民集会」で表彰されました。

中学生

- ・あいさつは 世界をつなぐ 言葉の輪 6年 松尾 幸汰
- ・親友の 笑顔で咲いた 花畑 6年 横山夢結愛
- ・自分では きづいてないが いじめかも? 6年 渡部 慈武

- ・ゴミ拾い キレイな町を 未来へと 1年 江刺家彩紗
- ・ありがとう 周りを見れば 手と手の輪 1年 西内 隆斗
- ・周り見て 傷ついている人 すぐそこに 1年 野村 咲月
- ・暴言は 人の心を 黒くする 2年 齊藤 俊輔
- ・LINEより 話してわかる 人との輪 2年 田中 葉月
- ・あいさつで みんなすつきり 元気でる 2年 宮谷内圭太
- ・気づきたい 置きかえ分かる その気持ち 3年 斉藤みくる
- ・助けてと 言わせる前に 気づこうよ 3年 中村 水音
- ・ネットでの 誹謗中傷 名誉棄損 3年 堀 菜結花



作文優秀作品 (小学生のみ応募)

- ・本当の友達 6年 布谷 桜
- ・小さな不満のうちに 6年 渡邊 美晴
- ・古平のみなさん 6年 亘 裕一

◆社会を明るくする運動の誕生
 「銀座フェア」と「矯正保護キャンペーン」を通じて、犯罪防止と犯罪者の更生には、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識を深めた法務府（現在の法務省）は、この啓発活動を将来にわたって継続して一層発展させる必要があると考えました。そこで国民運動として「社会を明るくする運動」と名付け、世に広めることにしました。

◆新たな名称へ
 第60回（平成22年）の運動で、公募と有識者による選考委員会を経て「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」と名称が変わりました。
 運動の趣旨をわかりやすくしたこの新名称のもと、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っています。

◆シンボルマークは「黄色い羽根」
 長崎地区保護司会が第61回の本運動から黄色い羽根をシンボルマークとして運用し、全国で活用しています。第65回の運動から「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」と名付け、より一層の普及を図っています。

古平町の人事行政の公表

古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、平成28年度の役場職員の給与及び勤務条件等について公表します。ただし、給与については、国や北海道の職員と比較するため、一般会計から支払われた職員（66名分）だけとします。

職員の任免及び職員数

平成28年4月1日から3月31日までに5人採用し、3人が退職しました。また、平成28年4月1日の職員数は75名で、平成27年度と比較すると1人増加しています。（表1、表2参照）

【表1】平成28年度の採用と退職の状況

職 種	採 用	退 職		
		定年	勸奨	自己都合
一般行政職	5人	0人	0人	3人

【表2】職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	27年度	28年度		
一般会計	65	66	1	保育士 欠員補充
特別会計	9	9	0	
合計	74	75	1	

職員の給与について

● 人件費

平成28年度の一般会計の歳出額に占める人件費の割合は13.3%です。（表3参照）

※人件費：議会議員と各行政委員の報酬、特別職（町長、副町長、教育長）、職員給与等の合計です。

● 職員給与

平成28年度の職員の給与は、職員66人で、給料が2億1913万4千円、期末勤勉手当（ボーナス）が8107万3千円です。1人当たりの年間給与費は503万8千円です。（表4参照）

※給与：毎月の給料と扶養手当や住居手当などの各手当、ボーナスなどを合わせたものです。

【表3】人件費の状況（平成28年度一般会計決算見込）

歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度の 人件費率
百万円 4,186	百万円 558	% 13.3	% 14.2

【表4】職員給与費の状況（平成28年度一般会計決算見込）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
人 66	万円 21913.4	万円 3226.7	万円 8107.3	万円 33247.4	万円 503.8

● 平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

平成28年4月1日現在の古平町、北海道及び国家公務員の一般行政職の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額を比較します。給料と手当を含めた平均給与月額を比較すると、古平町の職員が30万3392円に対して、国家公務員は41万984円と10万7592円少なく、人口が同じような類似団体と比較しても6万9383円少ない状況です。

【表5】一般行政職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古平町	38.1 歳	282,400 円	314,965 円	303,392 円
北海道	44.8 歳	333,085 円	400,655 円	376,436 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円

【表6】一般行政職の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	初任給	経験年数		
		10年	20年	30年
大学卒	176,700 円	199,500 円	292,900 円	382,700 円
高校卒	144,600 円	172,100 円	308,400 円	357,700 円

● 初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額
平成28年4月1日現在の一般行政職の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額では、大卒の初任給は17万6700円、高卒の初任給が14万4600円です。高卒で役場に入庁し、30年が経過した職員の平均給料は35万7700円です。（表6参照）

役場

● **期末・勤勉手当（ボーナス）**
職員には一定の条件のもと表7のとおり期末・勤勉手当（ボーナス）を支給しています。年間4・1月分で、1人当たりの平均支給額は125万円です。

● **退職手当**
平成28年4月1日現在の退職手当は表8のとおりです。支給月数は国家公務員と同じです。

● **時間外勤務手当**
正規の勤務時間以外に勤務した際の時間外勤務手当の実績は表9のとおりです。総額は1189万7千円で1人当たりの年間支給額は15万9千円です。

※平均給料月額：平成28年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
※平均給与月額：毎月の基本給と各種手当を合わせた額の平均です。
※平均給与月額（国ベース）：国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等が含まれていないので、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。
※職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定します。

【表7】 期末手当・勤勉手当の状況

区分	1人当たり平均支給額（27年度） 千円	27年度支給割合		加算措置の状況
		期末手当 月分	勤勉手当 月分	
古平町	1,250	2.60	1.50	職制上の段階、職務の級等による加算措置・役職加算 2.5～7.5%
北海道	1,626	2.60	1.50	職制上の段階、職務の級等による加算措置・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

【表8】 退職手当（平成28年4月1日現在）

区分	勤続20年		勤続25年		勤続35年		最高限度額		その他の加算措置
	自己都合 月分	勲奨・定年 月分	自己都合 月分	勲奨・定年 月分	自己都合 月分	勲奨・定年 月分	自己都合 月分	勲奨・定年 月分	
古平町	20.445	25.55625	29.145	34.5825	41.325	49.59	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）
北海道	20.445	25.55625	29.145	34.5825	41.325	49.59	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）

【表9】 時間外勤務手当

	27年度決算	28年度決算見込
支給実績	660.3万円	1189.7万円
職員1人当たり平均支給年額	10.3万円	15.9万円

【表10】 その他の手当

手当名	内容及び支給単価 (平成28年4月1日現在)	
	扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のいない扶養親族の内1人 11,000円 ・特定扶養親族加算 5,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円
住居手当	・家賃23,000円までの職員 12,000円との差額全額 ・家賃23,000円を超える職員 超える額の1/2を11,000円に加算した額(手当限度額27,000円)	
通勤手当	・運賃全額支給限度額 55,000円 ・交通用具(自家用車等)使用者は、通勤距離に応じて支給	
管理職手当	管理職員に対して給料月額の7%	
休日勤務手当	祝日等の休日に勤務した場合に一時間当りの給与額の100分の135を支給	

【表11】 勤務時間の状況（平成28年4月1日）

始業	終業	休憩時間	閉庁日
8時45分	17時30分	60分間	土曜日及び日曜日
			国民の祝日に関する法律に規定する休日
			12月31日から翌年1月5日までの間

※ただし、幼児センターや給食センターは異なった勤務形態となっています。

● **その他の各種手当**
その他の各種手当は表10のとおりです。

勤務時間その他の勤務条件

● **勤務時間**
平成28年度の勤務時間は表11のとおり午前8時45分～午後5時30分で、途中の休憩時間は60分です。（午前11時30分～午後1時30分の間で職員が交代で60分の休憩を取っています）また、土日祝日、12月31日～1月5日は役場の閉庁日です。

その他の勤務条件

● **その他の勤務条件**
職員には表12のとおり年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業が認められています。また年次有給休暇については年間20日取得できますが、その消化残日数を翌年に繰越すことができ、最大で40日まで取得できます。表13から1人平均年間8.7日取得しています。

【表12】休暇等の種類と内容

区分	内容
年次有給休暇	1年に20日で、20日以内の残日数を翌年のみ繰り越せます。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇 (主なもの)	結婚 5日以内 忌引 死亡した親族の続柄により1日～10日 産前産後 出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日まで 夏季休暇 3日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 連続する2週間以上6月以内
育児休業	子が3歳に達するまでの期間

【表13】年次休暇（有給休暇）の取得状況（平成28年）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
1420 日	649 日	75 人	8.7 日	45.7 %

【表14】分限及び懲戒処分の状況（平成28年度中）

区分	内容	処分状況
分限処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率を維持することを目的として行われる不利益処分であり、免職・降任・休職・降給の四種類がある。	心身の故障による休職 2件
懲戒処分	職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合などに、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分であり、戒告・減給・停職・免職の四種類がある。	免職 1件

職員の実績が良くない場合や職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行があった場合などに適用される分限処分と懲戒処分については、表14のとおりで平成28年度中の適用は3件ありました。

職員の分限及び懲戒処分について

服務とは職務に従事することをいいますが、地方公務員法において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げ、これに専念しなければならぬ」と規定されています。また、法令及

職員の服務の状況について

び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな義務や制限が課せられています。

職員の研修の状況について

職員研修は「古平町職員の研修に関する要綱」に基づき、業務に必要な知識又は技術を取得するために研修計画をたてて実施しています。平成28年度は表15のとおり研修を実施しました。

【表15】研修の状況

研修内容	受講者数
自治大学校研修	1名
後志町村会研修 (新採用)	5名
後志町村会研修(2年目)	4名
法制執務研修 (基礎・応用)	8名
その他研修 (メンタルヘルス等)	3名

職員の福利厚生状況について

職員はすべて北海道市町村職員共済組合と北海道市町村職員福祉協会に加入しており、各種の福利厚生制

【表16】福祉の状況

区分	主な内容	
北海道市町村職員共済組合	短期給付	職員や家族の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などの給付
	長期給付	退職後の年金を給付
	福祉	各種貸付、貯金、健診、保養施設運営などの事業
北海道市町村職員福祉協会	福利厚生	保養施設利用助成、入院一時金、出産祝金
	医療給付	退職後の職員のための医療費助成、入院見舞金、死亡弔慰金
	貸付	育英資金貸付、一般貸付
	生命共済	死亡・高度障害・医療入院などの保険事業

職員の利益の保護の状況について

職員は公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や不利益な処分についての不服申立てを行うことができます。平成28年度の申立てはありませんでした。

度を利用しています。また、職員は地方公務員災害補償法に基づき、公務上や通勤途中での死亡・負傷・疾病などの災害に対する補償を受けることができます。

普通交付税が5000万円減！

7月、後志総合振興局から地方交付税のうち平成29年度の普通交付税分の配分額が通知され、古平町は16億9803万4千円と前年度より約5千万円少ない結果となりました。

平成29年度後志管内普通交付税 (単位:円、%)

市町村	交付決定額			前年度交付決定額			前年度当初額比			伸び率
小樽市	151億	2442万	3千	153億	1947万	0	▲1億	9504万	7千	▲1.3
島牧村	14億	6521万	4千	15億	3544万	7千	▲7023万	3千	▲4.6	
寿都町	16億	6405万	5千	16億	9794万	2千	▲3388万	7千	▲2.0	
黒松内町	19億	1157万	8千	20億	1013万	1千	▲9855万	3千	▲4.9	
蘭越町	25億	9222万	0	26億	7764万	1千	▲8542万	1千	▲3.2	
二セコ町	17億	1782万	4千	17億	8329万	1千	▲6546万	7千	▲3.7	
真狩村	13億	1462万	0	14億	385万	5千	▲8923万	5千	▲6.4	
留寿都村	10億	5815万	3千	11億	4290万	5千	▲8475万	2千	▲7.4	
喜茂別町	13億	4330万	0	14億	821万	8千	▲6491万	8千	▲4.6	
京極町	4億	5875万	2千	5億	3947万	3千	▲8072万	1千	▲15.0	
倶知安町	18億	3805万	0	19億	8885万	0	▲1億	5080万	0	▲7.6
共和町	23億	1105万	6千	23億	4713万	5千	▲3607万	9千	▲1.5	
岩内町	23億	6675万	3千	23億	8341万	6千	▲1666万	3千	▲0.7	
泊村			0			0			0	0
神恵内村	8億	880万	3千	8億	7254万	5千	▲6374万	2千	▲7.3	
積丹町	14億	9166万	3千	15億	6748万	7千	▲7582万	4千	▲4.8	
古平町	16億	9803万	4千	17億	5038万	8千	▲5235万	4千	▲3.0	
仁木町	16億	3283万	2千	17億	1513万	3千	▲8230万	1千	▲4.8	
余市町	32億	9485万	7千	33億	9220万	9千	▲9735万	2千	▲2.9	
赤井川村	9億	5667万	3千	10億	35万	0	▲4367万	7千	▲4.4	

町の予算は17億円を見込んでおり、予算より少ない配分額（予算割れ）となりました。町財政担当者は「下がることは予測していたもののここまでとは」と話していました。

◆地方交付税とは？

そもそも地方交付税とは、地方自治体間の財源の差を調整して、どの地域に住む国民も一定のサービスを享受できるように、国から地方自治体に毎年交付されるお金のことです。通常交付される普通交付税と、古平町独自の事情（例・大雪）などに応じて交付される特別交付税があります。

◆普通交付税の額はどうかやって決まる？

交付税は土木費、教育費など様々な費目ごとに、道路の面積や学校数、人口などの数値に国が定める係数と単位費用（毎年異なる）を掛けて算出。それらを合計したものから町の収入額を差し引いた金額が、交付

されます。

◆なぜ前年より減ったの？

大きく減った費目の1つに地域経済・雇用対策費と呼ばれるものがあります。これは地域経済の活性化や雇用創出のための経費で、前年より約3千万円減少したことが影響しています。

◆交付金が減ると？

交付金が減ることによって、基金（町の貯金）を取り崩したり、予定していた事業を取りやめたりする必要が生じます。

◆町財政担当者に聞く

予算割れとはいえ、当初予算に対する配分額の割合は99.88%で、すぐに何か問題が発生するということはありません。

しかし、この交付税の減少が続いていけば、平成28年度末現在8億円近くある財政調整基金（町が自由な用途で使える貯金）はやがて底をつき、行政サービスへの悪影響が心配されます。

第2回臨時会で 審議された案件

8月3日に開催された第2回古平町議会臨時会では、次の案件が審議されました。

〈議案第36号〉 〈原案可決〉

平成29年度古平町立診療所外スプリンクラー設置工事請負契約の締結について
契約金額 5248万8千円

契約方法 指名競争入札による契約

契約相手方 株式会社福津組

なお、本案件は契約金額により議会の議決に付す案件です。

〈議案第37号〉 〈原案可決〉

古平町立診療所冷暖房設備の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付す案件です。

「敬老会」開催のお知らせ

◆開催日時

平成29年9月14日（木）
午前11時から

◆場所

文化会館 太陽ホール

◆対象者

数え年77歳以上の方（昭和16年12月31日以前に生まれた方）

◇お問合せ先

保健福祉課 介護支援係
（元氣プラザ内） ☎42-2182



昨年の敬老会

第42回ロードレース大会

◆開催日時

平成29年10月9日（月）
・受付 午前8時30分から
・開会式 午前10時

◆スタート場所

古平町B&G海洋センター

◆種目

・走る2 km、4 km、6 km、10 km、15 km（ただし幼児は2 kmまでで保護者の同伴が必要。小学生は4 km、中学生は6 kmまで）
・歩く2 km、4 km

◆参加料 大人1000円

（高校生以下無料）

◇お問合せ・申込先

大会事務局（海洋センター内）
教育委員会 生涯スポーツ係
☎42-2300（FAXも同じ）



昨年の大会

ご存知ですか？「障がい者（児）の手当」

北海道では、ご自宅で生活する障がい者又は障がい児の保護者の経済的負担を軽減するために、次の手当の支給を行っています。

※ただし、国が定める障害程度認定基準に該当する障がいであることが条件です。

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童（満20歳未満）を養育している父母等に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。また、対象児童が障害年金等を受給できる場合は対象となりません。

特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者（満20歳以上）に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。

障害児福祉手当

身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児（満20歳未満）に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。また、障害年金等を受給できる場合は対象となりません。

◆手当の支給額及び支給月

手当の種類		支給額	支給月
特別児童扶養手当	1級（重度障害）	月額51,450円	4、8、11月の年3回にわけて支給されます
	2級（中度障害）	月額34,270円	
特別障害者手当		月額26,810円	2、5、8、11月の年4回にわけて支給されます
障害児福祉手当		月額14,580円	

※平成29年4月1日現在

〈申請に必要な書類〉

申請に必要な書類は保健福祉課窓口でお渡ししますので、直接窓口へお越し下さい。

◇申請・お問合せ先

保健福祉課 障害者支援係
（元氣プラザ内）
☎42-2182

食生活改善推進員研修会

美味しく健康的！それが乳和食

7月12日、文化会館で食生活改善推進員研修会が開催されました。研修会は推進員の能力の向上などのため、町栄養士による指導のもと行われ、古平町食生活改善推進員会の会員13人が参加しました。

今回のテーマは「乳和食で減塩」で、醤油や味噌の伝統的な調味料に牛乳を組み合わせ、食材本来の味を損なわずに食塩などを減らしつつ、不足しがちなカルシウムも補おうというものです。

会員らは講師による乳和食や減塩などの話の後、実際に乳和食の定食を作りました。メニューは乳清ごはんやミルク肉じゃがなど全6品で、すべてに牛乳が取り入れられています。会長の斎藤睦子さんは「美味しくて全部食べられた。1品でもふれあい昼食会に取り入れてみたい」と話していました。



研修会のようす



乳和食定食



小学校社会科見学 古平町クリーンセンター

初めて知ったごみの行先

7月13日、古平小学校の4年生17人が、古平町クリーンセンターを社会科見学で訪れました。

クリーンセンター職員が、施設内をごみ処理の工程ごとに案内し、作業の流れや方法、工夫していることなどを説明。児童らは熱心にメモをとったり、質問をしたりして理解を深めました。

最後に児童らがそれぞれ「ごみを埋めているのを初めて知った」「粗大ごみの粉碎されているようすをみて驚いた」など感想を述べ見学を終えました。



クリーンセンター職員の話聞く児童たち

水難救助活動訓練

夏季シーズンに備えて

7月19日、北後志消防組合古平支署と積丹支署の消防職員計13人が、古平漁港内で海難事故を想定した今年初の合同訓練を行いました。

訓練は釣り人が溺れている設定で始まり、職員が釣り人のところまで泳ぎ、ボートで岸壁まで引き寄せました。最後ははしごをクレーンとして利用する引き上げ方法で救助するというものでした。

中島信二古平支署長は「これから夏季シーズンを迎えるにあたって、事故がないに越したことはないが、有事の際は古平と積丹で互いに連携しながら救助にあたりたい」と話していました。



幼児センター 親子レクリエーション

さらに深まる親子の絆

7月21日、古平町B&G海洋センターで幼児センターの園児とその保護者で親子レクレーションが行われました。

開会にあたり、幼児センターの野島照久所長が「ケガをしないように、楽しく親子で過ごしてください」と挨拶。初めに親子でエピカニクスという曲にあわせ準備運動を行った後、レクが始まりました。

レクでは仲良しペンギンリレー、スイカ運びリレー、スイカ割りの3つを行い、レク後スイカ割りを使ったスイカをみんなで仲良く食べていました。



レクを楽しむ親子



膝とロコモの講演会

日常生活に支障がでたら要注意

膝とロコモティブシンドローム（運動器症候群）をテーマにした講演会が文化会館で開かれ、札幌の八木整形外科病院の医師らが膝の健康について講演をしました。

講演会は町と同病院が共催し7月26日に行われ、町民ら約50人が参加しました。

八木知徳院長は人工膝関節手術の方法や術後の回復経過などの実例を紹介し「階段の昇降が困難など、膝の痛みで日常生活に不安がある人は早めに受診を」と呼びかけました。

参加した佐藤順子さんは「足の痛みを我慢していたので、講演をきっかけに受診を決めました」と話してくれました。



講演会のようす



第38回古平商工会納涼ビアガーデン

2年連続屋内開催

古平町商工会が主催する納涼ビアガーデンが7月28日、文化会館で開かれ、多くの町民がビールを片手に古平の夏を満喫しました。

商工会の梅野史朗会長は「さまざまなイベントを行いますので、時間の許す限り楽しんでください」と挨拶。

ビアガーデンは2年連続の悪天候のため屋内の太陽ホールで行われましたが、会場は枝豆や焼き鳥を堪能する人で溢れていました。

ステージでは、子どもが参加できる〇×ゲームやビンゴ大会、バンドの生演奏などが行われ、訪れた町民らは楽しんでいました。



ビアガーデンを楽しむ町民たち

れい明の里まつり

イベントや露店が盛りだくさん

町内で数多くの福祉施設を営む古平福祉会が8月4日、「れい明の里まつり」を開き、れい明の里グラウンドに各施設の利用者や職員ら約500人が集まりました。この祭は利用者やその家族、町民らが交流するために毎年行われています。

初めに古平福祉会の木村理事長が「心ゆくまでお楽しみください」と挨拶し、祭が始まりました。

会場では古平福祉会の職員などによるビールや焼き鳥、射的などの露店がたくさん並び、ステージ上ではゲームや歌やダンスなどが行われ、祭の雰囲気盛り上げました。



ステージで披露される歌や踊り

ふるびら温泉しおかぜ夏祭り

約700人の町民が楽しく過ごす

ふるびら温泉しおかぜ夏祭り(株東洋実業主催)が8月5日、温泉交流広場で行われ、多くの町民が会場を訪れました。温泉利用者への日頃の感謝と今後の集客増に繋げるために始まった催しで、今年で6回目の開催です。

天候に恵まれ、約700人の町民らが生ビールやかき氷などを楽しみました。また、会場では水産加工品や野菜、卵の直売コーナーが設けられたほか、アカペラコーラスグループ「紬(つむぎ)」による演奏も行われました。昨年好評だった餅まき、ビンゴゲームなどは今年も行われ、町民らはたくさんの景品を持ち帰っていました。

余市から参加した女性は「素敵な音楽も聴けてとても楽しかった」と話していました。



幼児センター七夕まつり

小さな織姫・彦星がいっぱい

子どもたちに季節の行事を知ってもらうことと保護者同士の親睦を深める「七夕まつり」が8月7日、幼児センターのホールで行われ、園児とその保護者など約150名が参加しました。

子ども達は甚平や浴衣を着て、露店に見立てた各教室を周り、かき氷や焼きそばを食べた後、ホールで盆踊りを踊り、七夕の雰囲気を楽しみました。

たいよう組の平尾美結ちゃんは「浴衣を着て盆踊りを踊ったのがとても楽しかった」と笑顔で話してくれました。



盆踊りや輪投げを楽しむ園児ら



国や道などからのお知らせ

各種自衛官等の募集

自衛官候補生・防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科学生・防衛医科・大学校看護学科学生（自衛官コース）等を募集します。事務所説明会やイベント紹介も行ってまいります。細部応募資格等については左記までお問合せください。

◇お問合せ先
自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4樽石ビル2F
☎0134-2215521

全国一斉「高齢者・障害者の人権あらしん相談」強化週間のお知らせ

平成29年9月4日～10日まで、全国一斉「高齢者・障害者の人権あらしん相談」強化週間です。高齢者・障害者の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応します。相談は無料で秘密厳守。

◇お問合せ先
全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003110
相談時間
◎9月4日～8日
8時30分～19時
◎9月9日、10日
10時～17時

無料法律相談のご案内

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○日時 9月20日（水）午後1時～
○場所 余市町中央公民館2F
相談時間は1人30分まで、事前予約が必要です。

◇お問合せ先
役場 民生課 福祉係 ☎42-2181
アイヌの方のご相談をお受けします

日常生活でのお困りごとはありませんか？嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

◇電話相談先
☎0120-7711208
受付 月曜日～金曜日
時間 9時～17時
●相談無料●匿名化●秘密厳守
公益財団法人 人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

町職員の人事異動

◎退職（7月31日付）※（）は前職
【民生課】
▼（福祉係兼環境対策係）石崎大成



本の海より 9月は宇宙月間！～宇宙にまつわる本～



みなさん、実は9月は宇宙と深い関係があることをご存知でしたか？9月初旬から10月上旬にかけての期間に「宇宙の日」と「世界宇宙週間」が含まれることから、この期間は「宇宙の日」ふれあい月間」とされています。ちなみに、「宇宙の日」である9月12日は、宇宙飛行士・毛利衛が日本人として初めてスペースシャトルに搭乗して飛び立った日だそうです。他にも、十五夜があり、9月は夜空を見上げる機会が多いのではないのでしょうか。そこで今回は、宇宙や星座に関する本をご紹介します。

文化会館図書室

★開室日時
月～金曜日
(祝・祭日を除く)
午前10時～午後5時
司書：水曜日午前
木曜日午後
金曜日午後

★貸出冊数
1人5冊まで
★貸出期間 2週間
◇お問合せ先
町教育委員会
☎42-2590

『宇宙への秘密の鍵』

著：ルーシー&スティーヴン ホーキング <岩崎書店>

宇宙についての知識を理論物理学の観点から学ぶことができます。子どもたちに宇宙の神秘を伝えたいという著者の思いから、わかりやすい文章のストーリー仕立てになっており、冒険物語を読んでいるかのように楽しめます。一冊となっています。



『NASAより宇宙に近い町工場』

著：植松努 <テイスカワートゥエンティワン>

北海道・赤平市に実際に存在する町工場のお話。重機部品の製造を行う小さな町工場が宇宙開発に取り組むプロセスや専務取締役である著者の考え方に勇気もらえる一冊です。



『星座の見かたがわかる本』

著：藤井旭 <誠文堂新光社>

季節ごとに観測できる星座を図や写真を交えながらわかりやすく説明しています。有名な星座から少しマイナーな星座まで知ることができ、一年を通して天体観測を楽しみたい方にもおすすめの1冊です。



ALT ロバート・アーセルさん離任



平成26年8月から、
外国語指導助手（ALT）として小・中学校で英語の指導をしていた、ロバート・アーセルさんが3年間の任期を終えて福岡へ行くことになりました。

★ロバートさんからのメッセージ

古平はすごくいい町だと思います。町民の皆さんは元気なあいさつをしますし、町全体が仲間のような雰囲気を感じました。

3年間古平に住んで、柔道をやったり、たくさんの地元の海産物を食べたり、北海道の文化を学んだりしました。一番の思い出は天狗のお祭りです。

私は古平を絶対忘れません。古平にまた来ます。
この3年間ありがとうございました。古平の生活が最高!!

Robert UrSELL

※新任のホーキンス・デバンさんは来月号で紹介します。

9月の休日当番病院

《医科》

◇9月3日（日）

脳神経外科よいち港南クリニック
(☎21-5566)

◇9月10日（日）

わたなべ内科医院
(☎22-3989)

◇9月17日（日）

北郷耳鼻咽喉科医院
(☎23-5533)

◇9月18日（月）

佐野内科クリニック
(☎22-7001)

◇9月23日（土）

勝田内科皮膚科クリニック
(☎22-3843)

◇9月24日（日）

中 島 内 科
(☎22-3866)

※当番医の診療時間は9時～17時までです。

※夜間については余市協会病院で急患に限り診療しております。

診療時間 午後6時～翌日午前7時
診療科目 内科、小児科、外科、
整形外科

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

末の娘の結婚決り来月は家を離るるさみしき先に
初夏の清しき空にトンビ一羽翼さ広げて緩やかに舞ふ
穏やかな光りこぼるる庭先に牡丹ぼたんふたつ花弁広げぬ
空の青ふくみて吹ける初夏の風は万物に幸せそそぐ
朝なぎの海眺めつつしばし佇つ過ぎし諸も思ひ出で来て
朝方に降り出し雨に一息す土も潤ふ青葉も生き生き
庭先のおさがほの花美しく色鮮やかでつい立ち止まる

泉 清三
金子 寿子
坂本 信子
鈴木 時子
田中 香苗
寺田 カツ子
小山内 いあ子

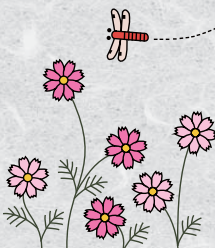
古平俳句会

心地良き風の青さや夏の海
イサバヤも死語となりたる夏の海
渡 辺 嘉 之

休日の朝の食卓冷や奴
新聞におかれし眼鏡夏座敷
仲 谷 比呂古

風しげくなり来て雨のやむを知り
山あいのあつと云う間の里の夏
高 橋 重 子

十葉の押されぎみなる私庭かな
さみだるる最中の旅も楽しかり
室 谷 弘 子



古平中学校バドミントン部の活動



8月5日、古平中学校のバドミントン部員ら約20人が、部のOBによる講習会后、海浜清掃を行いました。

部員らは日差しの照る暑い中、歌棄海岸のごみを一生懸命拾い集め、部長の岩瀬海さんは「思ったよりもゴミが多かったが、部員全員、真剣に取り組むことができた」と話してくれました。

清掃後、部員らは浜辺でバーベキューを行い、今までより更に結束を強めたようでした。

ふるびら元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。
今月号は8月に誕生日を迎えた子どもです。



たいし
照山 大獅ちゃん
8月5日生
保護者 大暁 さん
(本陣) 恵 さん
(恵さんより)
心も体もたくましい
子に育ってほしい。



よねと
高橋 米利ちゃん
8月5日生
保護者 生 さん
(浜一) 聖子 さん
(聖子さんより)
健康で明るく育って
ほしい。

町の人口と世帯数

	前月比
人口	3,147人 (+1)
男	1,491人 (+2)
女	1,656人 (-1)
世帯数	1,770世帯 (-5)
外国人	46人 (-6)
男	2人 (0)
女	44人 (-6)

(平成29年7月末日現在住民基本台帳人口)

「冥福をお祈りいたします」

氏名	年齢	死去月日	町内
丹後 克義 さん	64歳	8・8	沢江町
鈴木 幸一 さん	80歳	8・2	清住
畑崎 照子 さん	79歳	7・25	銀座
吉田 稔 さん	85歳	7・21	新地町
本間 マキ さん	76歳	7・12	本町

おたんじょうおめでとう

氏名	生年月日	保護者	町内
渡部 琥羽 ちゃん	7・29	勝太 さん	御崎町
鈴木 心都 ちゃん	7・23	達也 さん	鴨居木
阿部 太祐 ちゃん	7・17	峻一 さん	旭

